

# 農政時流

第25号／平成23年4月15日発行

宮城県農業会議

宮城県担い手育成総合支援協議会

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

E-MAIL / 04miyagi@nca.or.jp

## 〈主な内容〉

② 東日本大震災による農業関係被害状況

- 1 農業関連被害
- 2 畜産関連被害

②～③ 写真で見る被害状況

④ 東日本大震災に係る地域農業復興対策に関する要請  
早期営農再開支援センターを設置

## 「ふるさと宮城の農業の再興に 向けて共に頑張りましょう」

宮城県農業会議 会長 中村 功

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご遺族に対し心から哀悼の意を表します。

今回の大地震は、かつて経験したことのないマグニチュード9.0、最大震度7を記録し、尊い多くの命が奪われた中で、いまだに被害全容が確定できない深刻な事態となっております。

特に県内沿岸部の15市町においては、想像を絶する大津波が襲来したことにより、生活・産業基盤の全てが流出するなど、これまでの災害から想定してきた規模を遙かに超える甚大な被害を被り、地域生活が存亡の危機に瀕している状況にあります。

農業面におきましては、県全体の農地の11%に相当する約1万5千ヘクタールに海水や瓦礫等が流入したほか、仙台イチゴ等の園芸ハウスや農業関係施設が未曾有の被

害を受けました。

地域経済の一角を担う農業を再興するためには、瓦礫の撤去や除塩、損壊した用排水施設の修復を最優先で進めるとともに、土地利用や営農計画を抜本的に見直して、地域農業を再建していくことが強く求められています。

こうした状況を踏まえ、宮城県農業会議では、被災農家が一刻も早く営農再建できますように、国等に対し要請活動を実施してきたところでありますが、これからも市町村農業委員会と連携を図りながら、積極的に復興活動を支援してまいりたいと考えております。

今次災害の復旧・復興には多くの時間とエネルギーが必要ですが、みなさん、力を合わせ、ふるさと宮城の農業の再興に向けて共に頑張りましょう。

# 東日本大震災による農業関係被害状況

(4月15日現在 県調べ)

<p><b>1 農業関連被害額 約4,640億円</b></p> <p>(1) 農地・農業用施設 約3,587億円 用排水機場等の損壊，農地の浸水等</p> <p>(2) 農業関係施設 約315億円 園芸施設，乾燥施設，農業倉庫等の損壊等</p> <p>(3) 農業用資機材 約435億円 トラクター，コンバイン，田植機，乾燥機等の被害</p> <p>(4) 農作物等 約66億円 いちご，野菜類，米，大豆等の浸水被害</p> <p>(5) 生活環境施設 約32億円 集落排水施設の損壊等</p>	<p>(6) 農地海岸保全施設 約205億円 海岸防潮堤等の損壊</p> <p><b>2 畜産関連被害額 約42億円</b></p> <p>(1) 畜産施設 約27億円 畜舎，堆肥センター等の損壊</p> <p>(2) 家畜等 約6億円 牛，豚，鶏等の餓死・水死</p> <p>(3) 畜産品等 約9億円 生乳等の出荷停止</p> <p style="text-align: right;"><b>合 計 約4,682億円</b></p>
--	---

## 写真で見る被害状況



① 山元町磯浜 瓦礫等が散乱した水田



② 亘理町吉田 倒壊したイチゴパイプハウス



③ 仙台市若林区荒浜 津波で被害を受けたミニライスセンター



④ 仙台市若林区荒浜 瓦礫等が散乱した水田



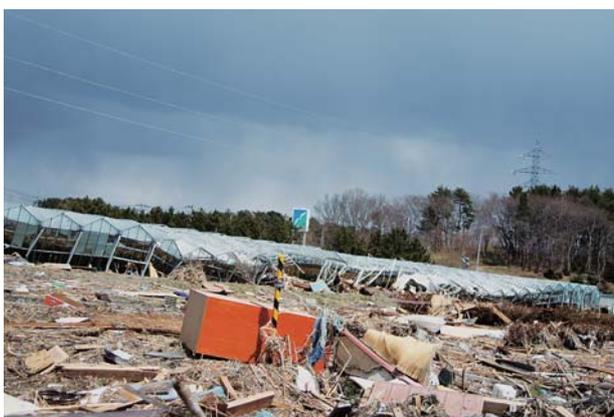
⑤ 仙台市若林区荒浜 家屋が流失した集落



⑥ 仙台市若林区六郷 瓦礫等が散乱した水田



⑦ 仙台市宮城野区岡田 海水が流入した水田



⑧ 七ヶ浜町菖蒲田浜 津波の被害を受けたトマト施設



⑨ 松島町磯崎 損壊した施設と枯れたトマト



⑩ 東松島市東名 防潮堤が破壊され冠水した水田



⑪ 東松島市鹿妻 流されてきたハウス



⑫ 石巻市北上 海水が流入した水田

## 東日本大震災に係る地域農業復興対策に関する要請

宮城県農業会議では、4月12日に、農林水産大臣をはじめ県選出国會議員等に対して次の事項を早期に実現するよう要請を行いました。

- 1 津波により被災した農地、農業施設等での瓦礫の撤去、排水対策、塩分の除去などについて、全面的な支援により早急な復旧措置を講じること。
- 2 用排水機場や水路等が被災し機能を喪失していることから、全面的な支援のもと農業生産基盤の早急な復旧・整備に万全な対策を講じること。
- 3 災害により作付不可能となった水田については、戸別所得補償制度の対象外となるので、作付けしたとみなし、転作などの取り扱いにより補償すること。
- 4 災害復旧事業については、これまでの制度の枠を超えて農業法人や認定農業者などが所有する施設・機械等について支援の対象とすること。また、沿岸部で壊滅的被害を受けた園芸施設等についても支援の対象とすること。
- 5 災害で流出した田植機など災害復旧事業に該当しない農業用機械について、新たなリース事業や無利子の融資制度を早急に創設すること。
- 6 仙台中央食肉市場や石巻工業港の飼料工場等が災害で閉鎖しており、畜産農家は出荷計画等に影響が出ており、早急な復旧支援を行い食肉市場の早期再開と配合飼料等の確保に万全を期すこと。
- 7 海水の流入により営農再開までに長期間を要する被災農家については、収入源を確保するための安定した雇用確保に向けた支援を行うこと。
- 8 将来の農業・農村振興と実現に向けて県・市町村が策定する復興計画づくり等に対して万全な支援対策を講じること。

なお、全国農業会議所においても、農林水産省をはじめ民主党農水部門会議や自民党農林・水産部会合同会議等に対して要請活動を展開しています。

### 早期営農再開支援センターを設置

宮城県農業会議では、津波で農地が浸水した被災農家を対象に、「早期営農再開支援センター」を設置しました。

当センターは県地方振興事務所農業振興部等と連携を図りながら、営農再開を目指す農家に対して遊休農地を紹介したり、農業を続けられるように農業法人の求人の情報を提供するものです。